

GX推進法に基づく 排出量取引制度が 開始します

制度初年度(2026年度)に御対応いただくこと

◎全事業者

各事業者において、自らが制度対象か否かを判定※1してください。

※1 判定方法の詳細は後述

◎制度対象である場合

- ①4月1日から、CO₂の直接排出量等を算定してください。
- ②9月30日までに、制度対象である旨等の届出をしてください。
- ③9月30日までに、移行計画を提出してください。

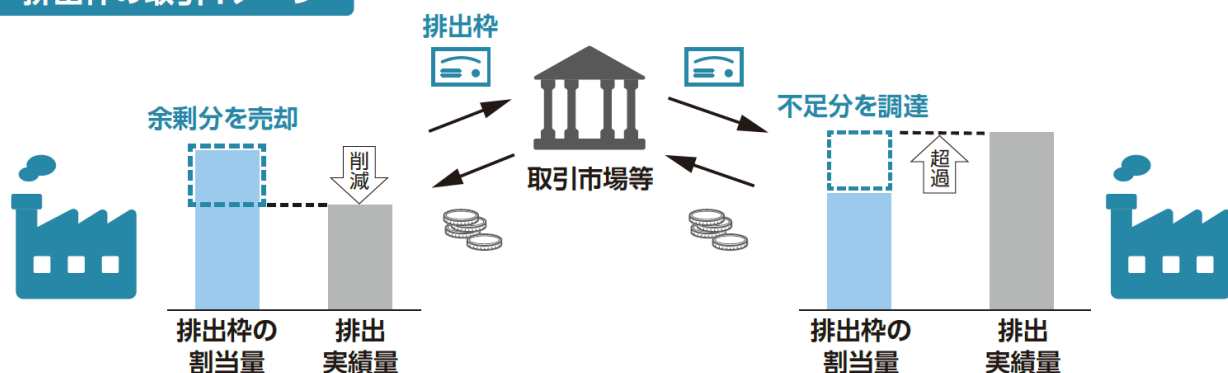
「排出量取引制度」とは

GX推進法※2に基づく「排出量取引制度」では、

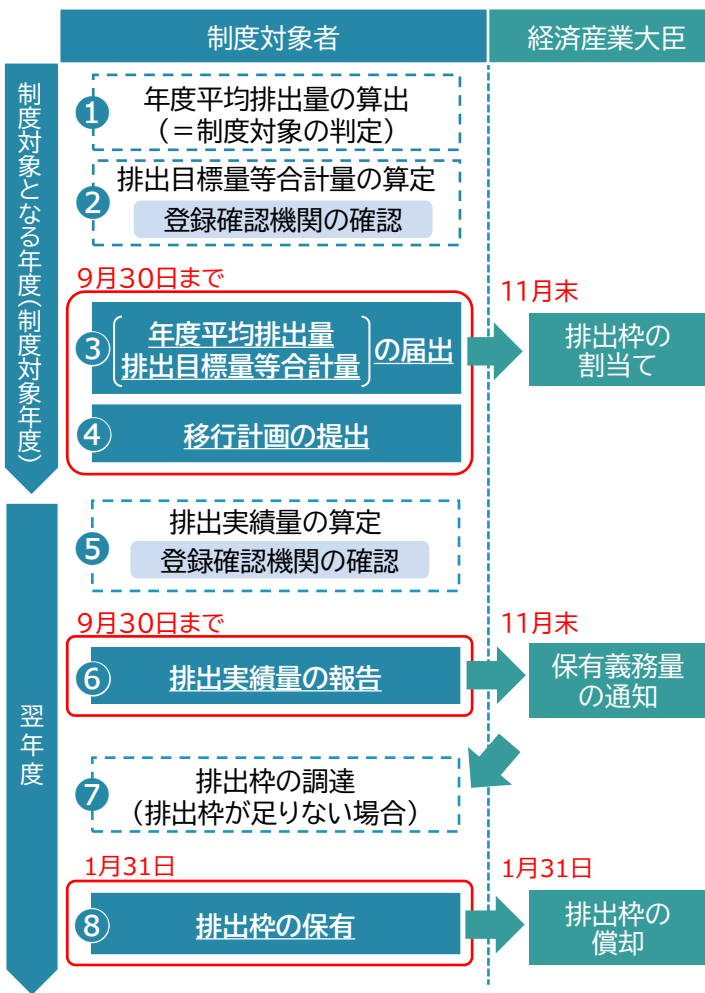
- 政府が、一定の基準の下で、制度対象者からの届出を基に、**排出枠を制度対象者に無償で割り当てます。**
- 制度対象者は、**毎年度のCO₂の直接排出量(排出実績量)等を算定し**、期限までに排出実績量と同量の排出枠を保有することが求められます。
- 排出枠が足りない場合、**排出枠取引市場等において排出枠の調達**が可能です。

※2 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(2025年6月に改正)

排出枠の取引イメージ



基本的な制度スケジュール(2027年度以降に適用)



①年度平均排出量の算出(制度対象の判定)

CO₂の直接排出量の直近3年度平均(年度平均排出量)が制度対象となる10万トン以上か確認します。

②排出目標量等合計量の算定

一定の基準に基づき排出目標量等合計量を算定します。排出目標量については、本制度において確認業務を担うために経済産業大臣より登録を受けた登録確認機関の確認が必要です。

③届出

経済産業大臣に対して、①と②で算定した年度平均排出量及び排出目標量等合計量を届け出ます。排出目標量等合計量に基づいて、経済産業大臣から排出枠が割り当てられます。

④移行計画の提出

経済産業大臣等に対して移行計画を提出します。

⑤排出実績量の算定

一定の基準に基づき制度対象年度の排出実績量を算定します。登録確認機関の確認が必要です。

⑥排出実績量の報告

経済産業大臣等に対して、⑤で算定した排出実績量を報告します。排出実績量に基づいて、経済産業大臣から排出枠の保有義務量が通知されます。

⑦排出枠の調達、⑧排出枠の保有

必要に応じて排出枠取引市場において排出枠を調達し、制度対象年度の翌年度の1月31日に、保有義務量と同量の排出枠を保有します。経済産業大臣は保有義務分の排出枠を事業者の口座から消滅させます(排出枠の償却)。

制度開始初年度の特例(2026年度に適用)

- 制度開始初年度である2026年度に制度対象となる場合については、**特例的なスケジュール**となります。
- 2027年度以降のスケジュールに記載のとおり、本来は制度対象年度(2026年度)に制度対象者が排出目標量等合計量の届出を行い、経済産業大臣が排出枠の割当てを行います。が、**2026年度に限り、排出目標量等合計量の届出及び排出枠の割当ては2027年度**となります。
- これにより、2026年度の提出事項は、届出(年度平均排出量)と移行計画のみとなり、登録確認機関の確認を要するものではありません。ただし、排出実績量等の算定対象期間は2026年度から開始されることから、**登録確認機関との契約等は2026年度のうちから取り組むことが推奨**されます。

横軸: 制度対象年度
縦軸: スケジュール

	2026年度(特例)	2027年度(通常)
2026年 9月30日まで	届出 年度平均排出量 排出目標量等合計量 移行計画の提出	
11月末	排出枠の割当て	
2027年 9月30日まで	届出(排出目標量等合計量) 排出実績量の報告	届出 年度平均排出量 排出目標量等合計量 移行計画の提出
11月末	排出枠の割当て 保有義務量の通知	排出枠の割当て
2028年 1月31日	排出枠の保有義務 排出枠の償却	
9月30日まで		排出実績量の報告
11月末		保有義務量の通知
2029年 1月31日		排出枠の保有義務 排出枠の償却

ポイント① 事業者自らが制度対象か否かを判定し、制度対象となる場合は、CO₂の直接排出量等を計測・算定します。

毎年度、事業者が自ら制度対象になるか否かを確認する必要があります。CO₂の直接排出量の直近3年度平均(年度平均排出量)が10万トン以上の場合は、本制度の対象となります。2026年度の本制度の開始に当たり、まずは自社の2023年度から2025年度までのCO₂の直接排出量の平均を確認し、制度対象となる場合は、2026年度のCO₂の直接排出量等の計測・算定を行ってください。

◎判定方法の考え方

- ✓ 前年度までの直近3年度におけるCO₂の直接排出量を平均した量(年度平均排出量)が10万tCO₂以上の事業者か？

◎事業者の定義

- ✓ 判定は事業者単位で行う必要があります。子会社、関連会社等はいずれも別事業者として扱われます。
- ✓ ただし、事業者が密接関係者(子会社、関連会社等)と一体的にGX投資を行う場合には、密接関係者と共同での届出等が認められます。

◎排出量の計算方法

- ✓ ①と②を合計した値が「CO₂の直接排出量」となります。
 - ①工場等のCO₂の直接排出量
 - ②輸送事業に係るCO₂の直接排出量※3

※3 一定の輸送能力(告示で定める)以上の事業者のみ対象

対象となる排出について

- ✓ 直接排出(いわゆるScope1)が対象です
燃料の燃焼や、製品の製造などの自らの活動を通じて直接的に排出するCO₂のこと。間接排出(他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う排出のこと。いわゆるScope2)は対象外です。
- ✓ 二酸化炭素(CO₂)が対象です
CO₂以外の温室効果ガス(メタンなど)は対象外です。

ポイント② 9月30日までに年度平均排出量等に関する届出が必要です。

年度平均排出量を算定し、2026年9月30日までに届出を行う必要があります。2026年度に実施する届出については登録確認機関による確認は不要です。前頁に記載のとおり、排出目標量等合計量の届出は、2027年度以降については制度対象年度に行う必要がありますが、2026年度に制度対象となった場合は2027年度に行います。

<報告・届出事項と期限>

提出事項	説明	提出時期	登録確認機関の確認
年度平均排出量 (制度対象の判定)	前年度までの直近3年度におけるCO ₂ の直接排出量を平均した量	制度対象年度の9月30日	不要
排出目標量等合計量 (排出枠割当ての基礎事項)	排出目標量(一定の基準に基づき算定)+勘案事項による調整量	制度対象年度の9月30日 (2026年度分は、2027年度の9月30日)	排出目標量:必要 勘案事項による調整量:不要
排出実績量 (排出枠保有義務量の基礎事項)	CO ₂ の直接排出量+Jクレジット移転量-Jクレジット及びJCMクレジット無効化量	制度対象年度の翌年度の9月30日	必要

割当てや算定方法等の詳細について

本制度において確認業務を担うために経済産業大臣より登録を受けた機関を指します。登録確認機関の確認が必要な2026年度の排出実績量等については、2026年4月から算定期間が開始するため、2026年度から登録確認機関とのコミュニケーションを開始いただくことを推奨しています。

登録確認機関については2026年1月より登録申請の受付を開始しており、登録された機関は経済産業省ウェブサイトで公表していますので、御参照ください。

公表場所: 経済産業省ウェブサイト「排出量取引制度」https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html



ポイント③ 9月30日までに2030年度までの削減目標等を記載した移行計画の提出が必要です。

制度対象者は、毎年度、2030年度までの直接・間接排出量の削減目標や、投資計画の内容等に関する移行計画を作成し提出する必要があります。2026年度に制度対象となる事業者は、2026年9月30日までに提出いただくことが必要です。移行計画は、経済産業大臣及び事業所管大臣によって、以下の記載事項1及び2(2030年度の目標のみ)、4、5の内容が個社ごとに公表されます。

<移行計画の記載事項>

	項目
1. 前年度のCO2排出量	① 直接排出量(t-CO2) ② 間接排出量(t-CO2) ③ 合計量(t-CO2)
2. 2030年度までのCO2排出量の目標	① 直接排出量(t-CO2) ② 間接排出量(t-CO2) ③ 合計量(t-CO2)
3. 設備投資計画の内容・効果	① 実施する削減対策の内容 ② 該当する工場等又は輸送手段 ③ 着手/完了時期 ④ 排出削減効果(t-CO2/年)
4. 研究開発投資の内容	① GX関連特許の出願番号・GX技術区分又はGI基金のプロジェクト名 ② 研究開発の内容 ③ 研究開発費用(円)
5. その他	① カーボンニュートラル実現に向けた戦略等が記載された各社の公表文書（中長期計画等）

割当てや算定方法等の詳細について

具体的な届出等の内容や方法については、3月末頃に経済産業省が公表する予定の、割当てや算定方法等に関するマニュアルを参照してください。

公表場所：経済産業省ウェブサイト「排出量取引制度」https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html



本制度の運用システム(ERMS)

制度対象者は、本制度の運用システムであるERMS(Emission Reporting & Management System)において、届出等の一連の手続きを行います。

ERMSは2026年6月頃に公開・運用開始される予定です。